

第29号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区手数料条例の一部を改正する条例

品川区手数料条例（平成12年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表(5)の表1の項中「第6条の3第1項ただし書または第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準または特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの」を「第6条の3第1項ただし書第1号もしくは第2号に規定する確認審査または第18条第5項ただし書第1号もしくは第2号に規定する」に改め、「以下」の次に「これらを」を加え、「5,600円」を「6,900円」に、「9,400円」を「13,000円」に、「14,500円」を「21,000円」に、「19,700円」を「25,000円」に改め、同表6の項中「第18条第14項」を「第18条第20項」に、「11,000円」を「15,000円」に、「12,700円」を「17,000円」に、「16,900円」を「25,000円」に、「23,000円」を「31,000円」に改め、同表7の項および8の項中「第18条第14項」を「第18条第20項」に改め、同表9の項中「第18条第14項」を「第18条第20項」に、「第18条第17項」を「第18条第28項」に、「9,900円」を「12,000円」に、「11,800円」を「16,000円」に、「15,700円」を「23,0

〇〇円」に、「21,900円」を「29,000円」に改め、同表10の項中「第18条第14項」を「第18条第20項」に改め、同表11の項、12の項および13の項中「第18条第17項」を「第18条第28項」に改め、同表14の項中「第18条第24項」を「第18条第38項」に改め、同表60の2の2の項金額の欄第1号ア中「一戸建ての住宅」を「一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）（住戸の数が1である複合建築物（住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）と非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）とを含む建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分を含む。以下この項、次項および60の3の3の項から60の6の項までにおいて同じ。）」に、「4,700円」を「5,800円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分に係る申請のとき。

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,800円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,800円

(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 94,700円

(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 11
9,000円

別表(5)の表60の2の2の項金額の欄第1号ウ中「共同住宅等」を「一戸建て住宅以外の建築物」に、「共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。以下同じ。）」を「非住宅部分」に改め、同号ウ(ア)中「以内」を「未滿」に、「9,300円」を「11,300円」に改め、同号ウ(イ)中「を超過、1,000平方メートル以内」を「以上1,000平方メートル未滿」に、「16,000円」を「19,500円」に改め、同号ウ(ウ)中「を超過、2,000平方メートル以内」を「以上2,000平方メートル未滿」に、「26,000円」を「31,600円」に改め、同号ウ(エ)中「を超過、5,000平方メートル以内」を「以上5,000平方メートル未滿」に、「80,000円」を「94,300円」に改め、同号ウ(オ)中「を超過、10,000平方メートル以内」を「以上10,000平方メートル未滿」に、「126,000円」を「149,000円」に改め、同号ウ(カ)中「を超過、25,000平方メートル以内」を削り、「160,000円」を「188,000円」に改め、同号ウ(キ)ならびに同号エおよびオを削り、同欄第2号ア中「一戸建ての住宅」を「一戸建て住宅」に改め、同号ア(ア)および(イ)を次のように改める。

(ア) 誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下同じ。）によるもの

a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未滿のもの 2
0,700円

b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 2
2, 200円

(イ) 仕様・計算併用法（住宅部分の省令第1条第1項第2号イ(1)の外皮平均熱貫流率および冷房期の平均日射熱取得率（以下「外皮性能」という。）を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）を省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法または住宅部分の外皮性能を省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、次項、60の4の項および60の5の項において同じ。）によるもの

a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 3
0, 100円

b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 3
3, 200円

別表(5)の表60の2の2の項金額の欄第2号アに次のように加える。

(ウ) 標準計算法（省令第10条第2号イ(1)および同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、次項、60の4の項および60の5の項において同じ。）によるもの

a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 4
0, 200円

b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 4

4, 900円

別表(5)の表60の2の2の項金額の欄第2号イ中「共同住宅等のうち住戸の部分」を「一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分」に改め、同号イ(7)および(イ)を次のように改める。

(7) 誘導仕様基準によるもの

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38, 700円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 66, 900円
- c 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 120, 000円
- d 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上のもの 183, 000円

(イ) 仕様・計算併用法によるもの

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59, 800円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 100, 000円
- c 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 175, 000円
- d 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの 256, 000円

- e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 304,000円

別表(5)の表60の2の2の項金額の欄第2号イに次のように加える。

(ウ) 標準計算法によるもの

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 81,000円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 135,000円
- c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 229,000円
- d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 329,000円
- e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 390,000円

別表(5)の表60の2の2の項金額の欄第2号ウ中「共同住宅等」を「一戸建て住宅以外の建築物」に、「共用部分」を「非住宅部分」に改め、同号ウ(ア)および(イ)を次のように改める。

- (ア) モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物および省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。次項、60の4の項および60の5の項において同じ。）による

もの

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 129,000円
- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 171,000円
- d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 276,000円
- e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 361,000円
- f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 434,000円

(イ) 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量および屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。次項、60の4の項および60の5の項において同じ。）によるもの

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 266,000円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円
- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 402,000円

0平方メートル未満のもの 431,000円

d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 615,000円

e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 758,000円

f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 896,000円

別表(5)の表60の2の2の項金額の欄第2号ウ(ウ)から(キ)までならびに同号エおよびオを削り、同表60の3の項金額の欄第1号ア中「一戸建ての住宅」を「一戸建て住宅」に、「3,300円」を「4,100円」に改め、同号イ中「共同住宅等」を「一戸建て住宅以外の建築物」に、「住戸の部分」を「住宅部分」に改め、同号イ(ア)から(オ)までを次のように改める。

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 37,000円

(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,500円

(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 83,500円

別表(5)の表60の3の項金額の欄第1号イ(カ)から(ケ)までを削り、同号ウ中「共同住宅等」を「一戸建て住宅以外の建築物」に、「共用部分」を「非住宅部分」に改め、同号ウ(ア)中「以内」を「未満」に、「6,500円」を「8,000円」に改め、同号ウ(イ)中「を超え、1,000平方メートル以内」を「以上1,000平方メートル未満」に、「11,000円」を「13,800円」に改め、同号ウ(ウ)中「を超え、2,000平方メートル以内」を「以上2,000平方メートル未満」に、「18,000円」を「22,200円」に改め、同号ウ(エ)中「を超え、5,000平方メートル以内」を「以上5,000平方メートル未満」に、「56,000円」を「66,100円」に改め、同号ウ(オ)中「を超え、10,000平方メートル以内」を「以上10,000平方メートル未満」に、「88,000円」を「104,000円」に改め、同号ウ(カ)中「を超え、25,000平方メートル以内」を削り、「112,000円」を「132,000円」に改め、同号ウ(キ)ならびに同号エおよびオを削り、同欄第2号ア中「一戸建ての住宅」を「一戸建て住宅」に改め、同号ア(ア)および(イ)を次のように改める。

(ア) 誘導仕様基準によるもの

- a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,300円
- b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 15,100円

(イ) 仕様・計算併用法によるもの

- a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,

100円

- b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 23,300円

別表(5)の表60の3の項金額の欄第2号アに次のように加える。

(ウ) 標準計算法によるもの

- a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 28,300円
- b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 31,500円

別表(5)の表60の3の項金額の欄第2号イ中「共同住宅等」を「一戸建て住宅以外の建築物」に、「住戸の部分」を「住宅部分」に改め、同号イ(ア)および(イ)を次のように改める。

(ア) 誘導仕様基準によるもの

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26,800円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,500円
- c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 84,800円
- d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 127,000円

(イ) 仕様・計算併用法によるもの

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 42,000円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 70,500円
- c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 122,000円
- d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 179,000円
- e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 213,000円

別表(5)の表60の3の項金額の欄第2号イに次のように加える。

(ウ) 標準計算法によるもの

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 56,800円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 94,600円
- c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 161,000円
- d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 231,000円
- e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 273,000円

別表(5)の表60の3の項金額の欄第2号ウを次のように改める。

ウ 一戸建て住宅以外の建築物のうち非住宅部分に係る申請のとき。

(ア) モデル建物法によるもの

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 71,600円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 91,100円
- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 119,000円
- d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 193,000円
- e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 253,000円
- f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 304,000円

(イ) 標準入力法等によるもの

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 186,000円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 234,000円
- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 301,000円

d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 430,000円

e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 531,000円

f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 627,000円

別表(5)の表60の3の項金額の欄第2号エおよびオを削り、同表60の3の3の項事務の欄中「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同項金額の欄中「第4条第1項」を「第3条」に、「含む非住宅部分」を「含む建築物の部分」に改め、「、特定建築行為に該当する増築または改築（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とし」を削り、同項金額の欄第1号および第2号を次のように改め、同項を同表60の3の4の項とする。

(1) 変更計画提出または変更計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

ア 一戸建て住宅のとき。 4,100円

イ 一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分に係る申請のとき。

(7) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円

- (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700円
- (ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 37,000円
- (エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,500円
- (オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 83,500円

ウ 一戸建て住宅以外の建築物のうち非住宅部分に係る申請のとき。

- (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円
- (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円
- (ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円
- (エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円
- (オ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円
- (カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 132,000円

(2) 第1号の場合以外の場合

ア 一戸建て住宅のとき。

(ア) 仕様基準または誘導仕様基準によるもの

a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,300円

b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 15,100円

(イ) 仕様・計算併用法によるもの

a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,100円

b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 23,300円

(ウ) 標準計算法によるもの

a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 28,300円

b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 31,500円

イ 一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分に係る申請のとき。

(ア) 仕様基準または誘導仕様基準によるもの

a 当該部分の床面積（一戸建て住宅以外の住宅の申請を行うときは、当該申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積をいう。以下(ア)において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの 26,800円

- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,500円
- c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 84,800円
- d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 127,000円

(イ) 仕様・計算併用法によるもの

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 42,000円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 70,500円
- c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 122,000円
- d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 179,000円
- e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 213,000円

(ウ) 標準計算法によるもの

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 56,800円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 94,600円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 161,000円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 231,000円

e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 273,000円

ウ 一戸建て住宅以外の建築物のうち用途が工場等のみの非住宅部分（複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分を含む。）に係る申請のとき。

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円

(ロ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円

(ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円

(ニ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円

(ホ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 132,000円

エ 一戸建て住宅以外の建築物のうち用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分に係る申請のとき。

(ア) モデル建物法によるもの

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 71,600円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 91,100円
- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 119,000円
- d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 193,000円
- e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 253,000円
- f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 304,000円

(イ) 標準入力法等によるもの

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 186,000円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 234,000円
- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 301,000円

- d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 430,000円
- e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 531,000円
- f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 627,000円

別表(5)の表60の3の2の項事務の欄中「(平成27年法律第53号)第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同項金額の欄中「(住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。60の4の項から60の6の項までにおいて同じ。))と非住宅部分(同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から60の7の項までにおいて同じ。))とを含む建築物をいう。次項および60の7の項において同じ。))」を削り、「共用部分」の次に「(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。以下同じ。))」を加え、「第4条第1項」を「第3条」に、「含む非住宅部分」を「含む建築物の部分」に、「60の7の項において同じ。))の用途」を「60の6の項において同じ。))の用途」に改め、「、特定建築行為(同法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。次項および60の7の項において同じ。))に該当する増築または改築(同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。))を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とし」を削り、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同欄第1号および第2号を次のように改め、

同項を同表60の3の3の項とする。

- (1) 計画提出または計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

ア 一戸建て住宅のとき。 5,800円

イ 一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分に係る申請のとき。

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,800円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,800円

(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 94,700円

(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 119,000円

ウ 一戸建て住宅以外の建築物のうち非住宅部分に係る申請のとき。

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,500円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000

平方メートル未満のもの 31,600円

(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,300円

(オ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円

(カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 188,000円

(2) 第1号の場合以外の場合

ア 一戸建て住宅のとき。

(ア) 仕様基準または誘導仕様基準によるもの

a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,700円

b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,200円

(イ) 仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を仕様基準もしくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を省令第1条第1項第2号ロ(1)もしくは第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法または住宅部分の外皮性能を省令第1条第1項第2号イ(1)もしくは第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準もしくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、次項および60の6の項において同じ。）によるもの

a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 30,100円

b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,200円

(ウ) 標準計算法（省令第1条第1項第2号イ(1)および同号ロ(1)により評価する方法または第10条第2号イ(1)および同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、次項および60の6の項において同じ。）によるもの

a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,200円

b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,900円

イ 一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分に係る申請のとき。

(ア) 仕様基準または誘導仕様基準によるもの

a 当該部分の床面積（一戸建て住宅以外の住宅の申請を行うときは、当該申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積をいう。以下(ア)において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの 38,700円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,900円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 120,000円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
183,000円

(イ) 仕様・計算併用法によるもの

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5
9,800円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平
方メートル未満のもの 100,000円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,00
0平方メートル未満のもの 175,000円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,0
00平方メートル未満のもの 256,000円

e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 3
04,000円

(ウ) 標準計算法によるもの

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8
1,000円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平
方メートル未満のもの 135,000円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,00
0平方メートル未満のもの 229,000円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,0
00平方メートル未満のもの 329,000円

e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 3
90,000円

ウ 一戸建て住宅以外の建築物のうち用途が工場等のみの非住宅部分（複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分を含む。）に係る申請のとき。

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,
300円

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方
メートル未満のもの 19,500円

(ロ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000
平方メートル未満のもの 31,600円

(ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000
平方メートル未満のもの 94,300円

(ニ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000
平方メートル未満のもの 149,000円

(ホ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 18
8,000円

エ 一戸建て住宅以外の建築物のうち用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分に係る申請のとき。

(ア) モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。次項および60の6の項におい

て同じ。)によるもの

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 129,000円
- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 171,000円
- d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 276,000円
- e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 361,000円
- f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 434,000円

(イ) 標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。次項および60の6の項において同じ。)によるもの(省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合を含む。次項および60の6の項において同じ。)

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 266,000円

- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円
- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 431,000円
- d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 615,000円
- e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 758,000円
- f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 896,000円

別表(5)の表60の3の項の次に次の1項を加える。

<p>60の3の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書または第12条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合における仕様基準(住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)をいう。以下同じ。)または誘導仕様基準の審査(建築基準法第6条第4項</p>	<p>仕様基準または誘導仕様基準審査手数料</p>	<p>次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額とする。 (1) 一戸建て住宅のとき。 ア 当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 2,500円 イ 当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p>	<p>確認申請または計画通知のとき。</p>
---	---------------------------	---	------------------------

の規定に基づく建築物に関する確認の申請または同法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査と併せて行うものであり、当該建築物に係る特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。）が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）

- 4, 700円
- ウ 当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの
- 7, 800円
- エ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
- 9, 400円
- (2) 一戸建て住宅以外の住宅のとき。
 - ア 当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 4, 300円
 - イ 当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの
 - 8, 200円
 - ウ 当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以

内のもの 1
3, 300円
エ 当該住宅の
床面積の合計
が200平方
メートルを超
え、500平
方メートル以
内のもの 1
5, 900円
オ 当該住宅の
床面積の合計
が500平方
メートルを超
え、1,000
平方メートル
以内のもの
22, 300
円
カ 当該住宅の
床面積の合計
が1,000
平方メートル
を超え、2,0
00平方メー
トル以内のも
の 31, 3
00円
キ 当該住宅の
床面積の合計
が2,000
平方メートル
を超え、5,0
00平方メー
トル以内のも
の 50, 1
00円
ク 当該住宅の

		床面積の合計 が5,000 平方メートル を超えるもの 68,90 0円	
--	--	---	--

別表(5)の表60の4の項事務の欄中「第35条第1項」を「第30条第1項」に改め、同項金額の欄中「額（共同住宅）」を「額（一戸建て住宅以外の住宅）」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同欄第1号中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号ア中「5,100円」を「5,800円」に改め、同号イ(ア)中「9,700円」を「11,300円」に改め、同号イ(イ)中「21,000円」を「23,800円」に改め、同号イ(ウ)中「46,000円」を「52,800円」に改め、同号イ(エ)中「以上」の次に「10,000平方メートル未満」を加え、「81,000円」を「94,700円」に改め、同号イに次のように加える。

(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 119,000円

(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 148,000円

別表(5)の表60の4の項金額の欄第1号ウ(ア)中「9,700円」を「11,300円」に改め、同号ウ(イ)中「16,700円」を「19,500円」に改め、同号ウ(ウ)中「27,100円」を「31,600円」に改め、同号ウ(エ)中「80,400円」を「94,300円」に改め、同号ウ(オ)中「128,00

0円」を「149,000円」に改め、同号ウ(カ)中「161,000円」を「188,000円」に改め、同号ウ(キ)中「201,000円」を「235,000円」に改め、同欄第2号中「第1号以外」を「第1号の場合以外」に改め、同号ア(ア) a中「20,000円」を「20,700円」に改め、同号ア(ア) b中「22,000円」を「22,200円」に改め、同号ア(イ)中「誘導仕様基準以外」を「仕様・計算併用法」に改め、同号ア(イ) a中「34,400円」を「30,100円」に改め、同号ア(イ) b中「38,400円」を「33,200円」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) 標準計算法によるもの

- a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,200円
- b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,900円

別表(5)の表60の4の項金額の欄第2号イ(ア) a中「共同住宅」を「一戸建て住宅以外の住宅」に、「38,000円」を「38,700円」に改め、同号イ(ア) b中「66,000円」を「66,900円」に改め、同号イ(ア) c中「118,000円」を「120,000円」に改め、同号イ(ア) d中「179,000円」を「183,000円」に改め、同号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 仕様・計算併用法によるもの

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,800円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平

方メートル未満のもの 100,000円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 175,000円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 256,000円

e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 304,000円

f 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 354,000円

別表(5)の表60の4の項金額の欄第2号イに次のように加える。

(ウ) 標準計算法によるもの

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 81,000円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 135,000円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 229,000円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 329,000円

e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 390,000円

f 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 4

49,000円

別表(5)の表60の4の項金額の欄第2号ウを次のように改める。

ウ 一戸建て住宅以外の建築物のうち非住宅部分に係る申請のとき。

(ア) モデル建物法によるもの

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 10

2,000円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平

方メートル未満のもの 129,000円

c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,00

0平方メートル未満のもの 171,000円

d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,00

0平方メートル未満のもの 276,000円

e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,0

00平方メートル未満のもの 361,000円

f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,

000平方メートル未満のもの 434,000円

g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

509,000円

(イ) 標準入力法等によるもの(省令第1条第1項第1号ただし書に規定

する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と

認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を

有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1項第1号ただし書

に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合を含む。次項において同じ。)

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 266,000円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円
- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 431,000円
- d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 615,000円
- e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 758,000円
- f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 896,000円
- g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,020,000円

別表(5)の表60の4の項金額の欄第2号エを削り、同表60の5の項事務の欄中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項金額の欄中「額(共同住宅)」を「額(一戸建て住宅以外の住宅)」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、「(平成28年国土交通省令第5号)」を削り、「同法第36

条第2項」を「同法第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同欄第1号中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号ア中「3,700円」を「4,100円」に改め、同号イ(ア)中「6,900円」を「8,000円」に改め、同号イ(イ)中「15,000円」を「16,700円」に改め、同号イ(ウ)中「32,000円」を「37,000円」に改め、同号イ(エ)中「以上」の次に「10,000平方メートル未満」を加え、「57,000円」を「66,500円」に改め、同号イに次のように加える。

(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 83,500円

(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 103,000円

別表(5)の表60の5の項金額の欄第1号ウ(ア)中「6,900円」を「8,000円」に改め、同号ウ(イ)中「11,800円」を「13,800円」に改め、同号ウ(ウ)中「19,100円」を「22,200円」に改め、同号ウ(エ)中「56,400円」を「66,100円」に改め、同号ウ(オ)中「90,000円」を「104,000円」に改め、同号ウ(カ)中「113,000円」を「132,000円」に改め、同号ウ(キ)中「141,000円」を「165,000円」に改め、同欄第2号中「第1号」の次に「の場合」を加え、同号ア(ア) a中「14,000円」を「14,300円」に改め、同号ア(ア) b中「15,000円」を「15,100円」に改め、同号ア(イ)中「誘導仕様基準以外」を「仕様・計算併用法」に改め、同号ア(イ) a中「24,200円」を「21,100円」に

改め、同号ア(イ) b中「27,000円」を「23,300円」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) 標準計算法によるもの

a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 28,300円

b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 31,500円

別表(5)の表60の5の項金額の欄第2号イ(ア) a中「共同住宅」を「一戸建て住宅以外の住宅」に、「26,000円」を「26,800円」に改め、同号イ(ア) b中「46,000円」を「46,500円」に改め、同号イ(ア) c中「83,000円」を「84,800円」に改め、同号イ(ア) d中「125,000円」を「127,000円」に改め、同号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 仕様・計算併用法によるもの

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 42,000円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 70,500円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 122,000円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 179,000円

e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,

000平方メートル未満のもの 213,000円

f 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
248,000円

別表(5)の表60の5の項金額の欄第2号イに次のように加える。

(ウ) 標準計算法によるもの

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 56,
800円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平
方メートル未満のもの 94,600円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,00
0平方メートル未満のもの 161,000円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,0
00平方メートル未満のもの 231,000円

e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,
000平方メートル未満のもの 273,000円

f 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
314,000円

別表(5)の表60の5の項金額の欄第2号ウを次のように改める。

ウ 一戸建て住宅以外の建築物のうち非住宅部分に係る申請のとき。

(ア) モデル建物法によるもの

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 71,
600円

- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 91,100円
- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 119,000円
- d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 193,000円
- e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 253,000円
- f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 304,000円
- g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 357,000円

(イ) 標準入力法等によるもの

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 186,000円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 234,000円
- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 301,000円
- d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 430,000円
- e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 507,000円

00平方メートル未満のもの 531,000円

f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 627,000円

g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
715,000円

別表(5)の表60の5の項金額の欄第2号エおよび同表60の6の項を削り、同表60の7の項事務の欄中「第11条」を「第13条」に改め、同項金額の欄中「第4条第1項」を「第3条」に、「含む非住宅部分」を「含む建築物の部分」に改め、「とし、特定建築行為に該当する増築または改築（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額」を削り、同欄第1号および第2号を次のように改め、同項を同表60の6の項とする。

(1) 軽微な変更該当していることの証明の申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に掲げる軽微な変更該当していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

ア 一戸建て住宅のとき。 4,100円

イ 一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分に係る申請のとき。

(7) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 37,000円

(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,500円

(オ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 83,500円

ウ 一戸建て住宅以外の建築物のうち非住宅部分に係る申請のとき。

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円

(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円

(オ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円

(カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 132,000円

(2) 第1号の場合以外の場合

ア 一戸建て住宅のとき。

(ア) 仕様基準または誘導仕様基準によるもの

- a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,300円
 - b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 15,100円
- (イ) 仕様・計算併用法によるもの
- a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,100円
 - b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 23,300円
- (ウ) 標準計算法によるもの
- a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 28,300円
 - b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 31,500円
- イ 一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分に係る申請のとき。
- (ア) 仕様基準または誘導仕様基準によるもの
- a 当該部分の床面積（一戸建て住宅以外の住宅の申請を行うときは、当該申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積をいう。以下(ア)において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの 26,800円
 - b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,500円

- c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 84,800円
 - d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 127,000円
- (イ) 仕様・計算併用法によるもの
- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 42,000円
 - b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 70,500円
 - c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 122,000円
 - d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 179,000円
 - e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 213,000円
- (ウ) 標準計算法によるもの
- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 56,800円
 - b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 94,600円
 - c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 161,000円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 231,000円

e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 273,000円

ウ 一戸建て住宅以外の建築物のうち用途が工場等のみの非住宅部分（複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分を含む。）に係る申請のとき。

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円

(ロ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円

(ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円

(ニ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円

(ホ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 132,000円

エ 一戸建て住宅以外の建築物のうち非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分に係る申請のとき。

(ア) モデル建物法によるもの

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 71,600円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 91,100円
- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 119,000円
- d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 193,000円
- e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 253,000円
- f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 304,000円

(イ) 標準入力法等によるもの

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 186,000円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 234,000円
- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 301,000円
- d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 430,000円

- e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 531,000円
- f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 627,000円

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説明) 構造規定等の審査を要する建築物の確認申請に対する審査等に係る手数料の額を改定するほか、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料を見直す必要がある。